

# 鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)

## アクションプランの概要

－令和5年度版－

令和5年5月11日(木)

鳥取県

# 1 人権施策基本方針の概要

この方針は「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき策定する人権施策の基本となるべき方針で、3つの基本理念を掲げ、県の人権施策の中・長期的な方向性を示すものです。

## 人権尊重の基本理念

社会情勢等を踏まえ、「**お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会**」の実現のため、以下の3つの基本理念を掲げ、様々な施策を総合的に展開していきます。

- ①一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮(自己実現)する公平な機会が保障された社会の構築
- ②人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権意識の高揚
- ③すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現

※基本方針はおおむね5年後の令和8（2026）年を目途に見直します。

# 第4次改訂のポイント等

県では、SDGs の理念を踏まえた人権施策の推進とインターネットやSNSの発達、新型コロナウイルス感染拡大など複雑化・多様化する人権問題に対応するため、人権施策基本方針を改訂しました。

## (1) 条例改正に基づく構成の見直し

令和3年4月に行った「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」の改正に基づき構成を見直しました。

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| 第1章 基本的な考え方          | 第2章 人権教育・人権啓発の推進    |
| 第3章 (新)差別実態の解消に向けた施策 | 第4章 (新)相談支援体制の充実    |
| 第5章 (新)人権施策の推進に資する調査 | 第6章 (新)共通して取り組む重要施策 |
| 第7章 分野別施策の推進         | 第8章 人権施策の推進体制       |

## (2) 社会情勢の変化

法制度の整備、インターネットやSNSの発達、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、複雑化・多様化する人権問題への対応を盛り込みました。

- インターネット上での人権侵害行為への対応
- 新型コロナウイルス感染症等病気に関わる人の人権侵害行為への対応
- 部落差別解消法やパワハラ防止法等の法整備を踏まえた改訂

## (3) 鳥取県人権意識調査の結果を反映

鳥取県人権意識調査(令和2年5月)の結果で明らかになった、県民の人権に関する認識や差別実態による課題を抽出し、施策の基本的方向などに反映させました。

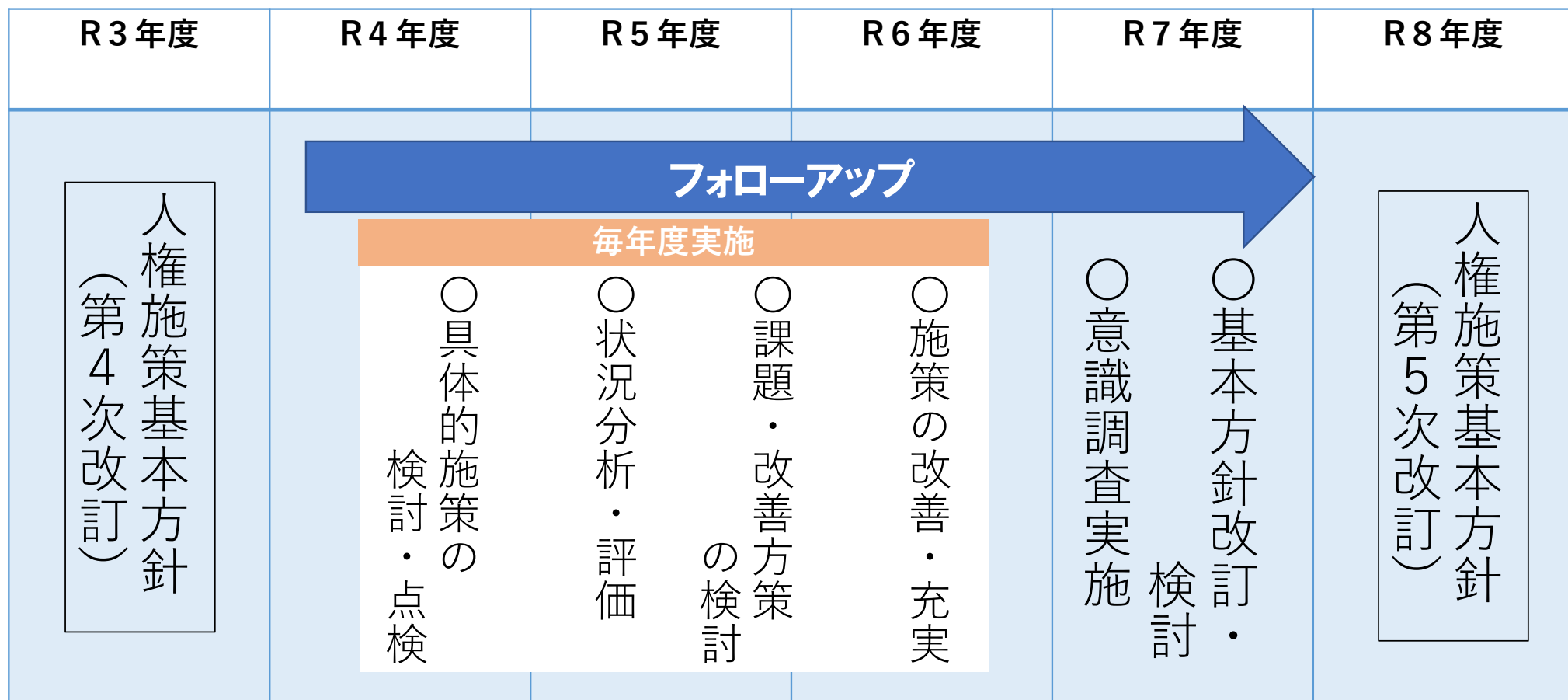
- 新設した「第5章 人権施策の推進に資する調査」に人権意識調査を明記
- 各章の現状と課題に調査結果を反映

○条例の改正施行(令和3年4月)

人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別行為(インターネットを通じて行う行為を含む)を禁止する「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正、施行し、人権が尊重される社会づくりを一層促進することとしました。

## 2 第4次改訂期間(令和4～7年度)の進め方

基本方針（施策の基本的方向）に沿った具体的施策で構成するアクションプランに基づき人権施策を推進し、その成果等を検証しながら、当該プランの改善・充実を図りフォローアップを行うことにより、基本方針を着実に推進する。



### 3 主な具体的施策の概要

## 1 学校教育

### ■学校人権教育振興事業

自他の大切さを認めることができる児童生徒の育成に向け、令和5年3月に改訂した「鳥取県人権教育基本方針－第3次改訂－」を周知するとともに、「人権教育で育てたい資質・能力」を拠り所とした実践や「協力」「参加」「体験」を中核とした学習の推進など、指導内容や指導方法の在り方についての認識を深め、鳥取県がめざす人権教育の推進を図る。  
※令和5年度は、教職員向けの手引きを活用し、周知を図る。

#### ○研修事業

「鳥取県人権教育基本方針－第3次改訂」の周知を図るとともに、県外の先進事例等を学び、人権教育推進に向けて研究協議するための研修会等を実施する。

#### ○指導事業

各学校、校区等での研修会等へ指導主事が出向き、人権教育の指導内容・指導方法等について指導・助言を行う。

#### ○人権学習講師派遣事業

個別的な人権問題（性的マイノリティ、障がい者等）について当事者や関係者を講師とする学習会を実施する。

→【基本的方向】（1）（2）（3）

自他の人権を大切にすることへの正しい理解

## 2 社会教育

### ■人権教育アドバイザー事業

地域社会における人権尊重のまちづくりを住民一人一人が主体者として進められるよう、市町村と連携を図りながら、市町村が行う人権教育施策、住民学習の充実に対する支援を行う。

#### ○人権教育アドバイザー事業

市町村における人権教育の一層の推進充実を図るため、鳥取県人権教育アドバイザーを委嘱し、市町村の社会教育における人権教育行政の実情を把握し、諸課題解決のための助言を行う。

- ・東部・中部・西部地区より各3名、計9名を委嘱
- ・人権教育アドバイザー会議（年2回開催）

#### ○市町村人権教育行政担当者会

市町村の人権教育を担当する行政職員、人権教育推進員を対象として、事業説明、情報交換を行う。

- ・市町村人権教育行政担当者会（年2回開催）

→【基本的方向】（2）（3）（4）

真に人権が尊重される社会の実現

## 第2章 人権教育・人権啓発の推進 II 人権啓発

### <差別と偏見のない社会づくり推進費>

#### ■正しい知識の普及啓発

##### (1) 企業・市町村トップセミナー

ビジネスと人権の観点から、商工団体等との連携を密に行いながら、企業トップ等を対象とした啓発に重点的に取り組むことで、企業トップ等の人権意識の向上を推進する。

##### (2) 県民企画による人権啓発活動支援事業補助金

県民主体の活動を広げていくため、人権啓発の取組を支援する。  
・補助対象事業 県民自ら企画する人権啓発活動  
・補助対象者 県内で活動する団体

### <人権啓発教育事業>

人権が尊重される社会づくりを推進するため、各種啓発事業を実施し、市町村や県民等が行う人権意識の高揚を図る取組を支援

#### ■人権啓発活動事業

- (1) 人権情報誌ふらっと 年2回発行 学校、市町村等に配布
- (2) ラジオCM 人権啓発をテーマとした内容を放送
- (3) ガイナーレ鳥取と連携した人権啓発活動  
ガイナレ鳥取のSNSを活用した人権啓発に関するPR
- (4) みんなの人権フェスティバル  
12月4日～10日の人権週間中に県民参加型イベントを開催

#### ■人権教育事業

##### (1) カラーユニバーサルデザイン（UD）出前授業

県と学校が協力し、UDに関する学習に加え、障がい者や高齢者への向き合い方等に関する学習を実施

#### ■市町村・団体等支援事業

- (1) 人権啓発活動市町村再委託
- (2) 県民による人権啓発委託事業

#### ■人権研修推進事業

- 県職員人権研修  
職場研修・単位制研修



一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮（自己実現）する公平な機会が保障された社会の構築

# 第3章 差別実態の解消に向けた施策

## 第4章 相談支援体制の充実

### <差別と偏見のない社会づくり推進費>

鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基づき、正しい知識を効果的に周知し、差別解消に向けて原因や背景を分析、必要な取組の検討を行う。また、県民が様々な支援施策を円滑に活用できるよう相談機能を充実させる。

#### ■差別実態の解消に向けた施策

##### ○差別事象の把握

- ・市町村からの報告、インターネットモニタリング、県が設置する人権相談窓口への相談等から県内で発生している差別事象について把握

##### ○差別事象検討小委員会（随時開催）

- ・県内発生している差別事象について、差別事象検討小委員会において原因や背景の分析、対応策や今後必要な啓発の取組等について検討

##### ○人権尊重の社会づくり協議会（年3回程度開催）

- ・県民の幅広い意見や人権意識調査の結果を反映させた人権施策基本方針の改訂を検討

##### ○障がい者差別解消支援地域協議会

- ・県内で発生した差別事象や解消事例等について共有し、差別解消に向けた必要な取組を検討

#### ■相談支援体制の充実

##### ○活用しやすい環境づくりの推進

- ・相談窓口の一層の周知
- ・弁護士等による専門相談の実施

##### ○関係機関の連携の推進

- ・国、市町村の機関、NPO等の民間機関との緊密な連携、協働の推進
- ・県弁護士会、鳥取地方法務局、県警察、県の4者連携での支援

##### ○相談員の資質向上

- ・関係職員や相談員等に対する研修の実施

##### ○人権に関する総合的な相談窓口による対応

- ・県内3か所に総合的な人権相談窓口を設置し、内容を限定せず相談を受け、相談者の支援に努める

##### ○救済制度の確立の国への要望

- ・条例の効力の範囲の限界や独立した救済機関の設立権限がないなど、自治体の機能には限界があるため、実効性のある救済制度の確立を国へ要望する

人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権尊重意識の高揚



# 第6章 共通して取り組む重要施策

SDGsの理念を踏まえ「ビジネスと人権」や「デジタル社会における人権」に係る人権施策を推進する。

## ■ ビジネスと人権

### 企業内人権啓発推進事業

#### ■ 推進員の設置促進

推進員未設置の県内事業所へ鳥取県東部・西部に設置している企業人権啓発相談員による訪問活動を行い、推進員設置の働きかけを行う。  
<参考：令和3年度実績>  
設置事業所数：2, 654  
→【基本的方向】(1)

#### ■ 推進員研修会の開催

推進員を対象とした「公正採用選考人権啓発推進員研修会」を年3回開催し、必要な知識、理解及び認識の向上を図る。  
<参考：令和4年度実績>  
2回の研修をオンライン、対面で実施し、合計783名参加  
→【基本的方向】(1)

### みなくるによる社内研修講師派遣や労働セミナーの実施

#### ■ 社内研修への講師派遣

企業が行う社内研修（ハラスメント、メンタルヘルスケア等）へ講師派遣を行い、職場環境の改善に取り組む。  
<参考：令和4年度実績>  
派遣企業数：47社  
総参加者数：1, 845名  
→【基本的方向】(2)

#### ■ 労働者・経営者向けセミナー

経営者・労働者を対象に労働関係法令のセミナーを開催し、労使間トラブルやハラスメントの未然防止を図る。  
<参考：令和4年度実績>  
開催回数：13回  
参加者累計：177名  
→【基本的方向】(2)

## ■ デジタルと人権

### <デジタルメディアリテラシー向上事業【啓発】>

<一般向け>

#### ■ 事業の目的・概要

スマートフォンやタブレット端末、SNS等のコミュニケーションツールを含めたデジタルツールの利用者が急速に増加しており、県民が誤った情報に惑わされたり、心無い誹謗中傷や差別的な投稿の被害者や加害者にならないよう、デジタルメディア情報を正しく見極め、正しく行動する能力、「デジタルメディアリテラシー」を高めていくための普及啓発を実施する。

<令和4年度の主な取組>

以下の内容による特設サイトを作成し公開した。また新たにチラシを作成・配布し、周知を図った。

○フェイクニュース等の誤った情報に惑わされたりしないようデジタルメディアを正しく読み取り行動すること。

○デジタルメディアによる誹謗中傷や差別的投稿の加害者、被害者にならないよう正しい知識を身に付ける行動すること。

### <インターネットとの適切な接し方教育啓発推進事業【教育】>

<児童向け>

#### ■ 事業の目的・概要

保護者と子どもたちに対し、民間（関係企業・団体等）と連携して、電子メディア機器とのよりよい接し方についての教育啓発を図る。

#### ◆ 事業の内容

○鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会に委託して以下の取組を実施する。

- ・SNSトラブルから子どもを守る取組（県PTA協議会と連携した啓発・広報等）
  - ・親子で電子メディアとの適切な付き合い方を学び、使用ルールを主体的に作成する講座・啓発イベントの開催
  - ・電子メディアとの付き合い方を子ども・保護者・学校で学べる学習ノートの作成・配布
- 情報モラル、リテラシー、シチズンシップ等の指導ができる民間の専門人材を学校へ派遣し、児童生徒への啓発・学習と教職員教育研修を行う。 など

すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現

# 第7章 分野別施策の推進

## 1 同和問題（部落差別）



### <部落差別解消推進事業>

同和問題（部落差別）をはじめとする人権課題の解決に向け、鳥取県同和対策協議会等の関係機関と連携し具体的施策に取り組む。

#### ■部落差別解消推進に係る啓発広報

##### ○部落解放月間（7月10日から8月9日まで）での啓発

若年層へのPRを狙い、マンガを使用したポスターを作成し学校及び関係機関に配付。

##### ○身元調査お断り運動（9月）における啓発

身元調査お断りのリーフレットを市町村等関係機関に配布して周知を図る。

##### ○人権・同和問題講演会の開催

県民の方々に部落差別問題についての理解と知識を深めてもらうため、毎年部落解放月間中に開催。

##### ○宅地建物取引上の人権問題解決に向けたアクションプランに基づく啓発活動

指定人権研修を受講した宅地建物取引業者への受講済証（ステッカー）の交付

→【基本的方向】（1）教育・啓発の推進

#### ■隣保館相談支援機能強化事業

##### ○隣保館相談支援機能強化アドバイザーの派遣

地域の様々な社会資源との連携や開発等の支援体制整備を進める上で課題を持つ隣保館や地域に対し、登録された各分野のアドバイザーが助言等の支援を行い隣保館の相談支援機能の強化を図る。

##### ○隣保事業全国研究交流大会開催

全国の隣保館の職員等による隣保事業の研究交流大会を鳥取県において開催する。（R1から毎年実施）

##### ○隣保事業ソーシャルワーカー養成研修開催

隣保事業、社会保障、地域福祉、相談支援等に關する知識とスキルを有し、地域の隣保事業を牽引するリーダー的な役割を果たす隣保事業ソーシャルワーカーを養成する研修を実施

→【基本的方向】（2）隣保館における相談機能等の充実

#### ■差別事象等への対応

##### ○差別落書き等への対応

差別落書き未然防止指針、差別落書き対応要領により適切に対応

##### ○差別事象検討小委員会での検討

県内で発生した差別事象の正確な実態把握と原因、背景の分析、今後の効果的な啓発等について検討

##### ○モニタリング（削除要請）の実施

インターネット上での差別的な書き込みや誹謗中傷について、市町村と連携し、モニタリング（削除要請）を実施

→【基本的方向】（4）

#### ■各団体に対する補助金等

##### ○関係団体が行う部落差別解消に向けた啓発・研修事業等を支援

部落解放同盟鳥取県連合会、鳥取県隣保館連絡協議会、鳥取県同和対策協議会、全国隣保館連絡協議会、部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会

→【基本的方向】（1）（2）（5）

同和問題（部落差別）解決への県民等の主体的な取組を推進し、部落差別のない社会の実現

# 第7章 分野別施策の推進

## 2 男女共同参画に関する人権



### <笑顔でつなぐ女性活躍推進事業>

令和4年開催の「日本女性会議2022in鳥取くらよし」、県が行った「夢ある未来Smile (スマイル宣言)」を踏まえ男女共同参画理念の次世代への継承等を行う。

#### ◆令和5年度新規取組

- ・「第2次鳥取県女性活躍推進計画」の改訂
- ・「日本女性会議2022in鳥取くらよしレガシーイベント」の開催

→【基本的方向】(1)(4)(5)

### <男女共同参画社会づくり推進事業>

県及び市町村の男女共同参画の取組状況の公表、専門員の訪問等による企業における男女共同参画の取組を促進する。

#### ◆令和5年度

- ・男女共同参画審議会の開催
- ・男女共同参画推進企業の認定等に係る認定委員会の開催

→【基本的方向】(1)(2)(3)

### <人権学習講師派遣事業>

学校に講師を派遣し学習会を開催する。

#### <学習会内容>

- ・性に関わらず誰もが活躍できる社会づくり
- ・デートDVの予防
- ・性の権利 等

→【基本的方向】(2)

### <女性活躍に取り組む企業支援事業>

積極的に女性の人材育成や管理職登用を行う企業を支援するとともに、企業における女性管理職登用等の実態把握を行う。

#### ◆令和5年度

- ・企業経営者向け研修の実施  
(アンコンシャス・バイアス対応研修、女性の健康課題研修等)
- ・女性の管理職登用の好事例を発信

→【基本的方向】(3)(4)

### <性暴力被害者支援事業>

被害直後から電話・面接相談や医療的・法的支援など総合的な支援を行う「性暴力被害者支援センターとっとり(クローバーとっとり)」に対する助成を行う。

#### <事業内容>

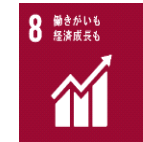
- ・24時間365日の相談受付、医療機関等への付添支援、医療費等支援
- ・児童・生徒向け出前講座、県民向け公開講座の開催

→【基本的方向】(6)

家庭・地域・職場のあらゆる場で、性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現

# 第7章 分野別施策の推進

## 3 障がいのある人の人権



「あいサポート」運動の精神に基づき、障がいの有無にかかわらず、相互に人権と個性を尊重し、安心して暮らすことができる社会づくりを推進するため、教育・啓発の推進や、相談支援の充実を図る。また、虐待防止をはじめとした権利擁護の推進、障害者差別解消法の適切な運用促進、社会参加と雇用の推進、暮らしやすいまちづくりの推進、特別支援教育の充実、精神障がいのある人に関する施策の充実に取り組んでいく。

### ■教育・啓発の推進

- ともに生きる「あいサポート企業・団体」拡大事業
- ※(R4年度取組)あいサポート企業拡大推進員の配置⇒認定数増
- 人権学習講師派遣事業（車いすバスケットボール、ポッチャ）等

### ■社会参加と雇用の推進

- 地域生活支援事業（障害者就業・生活支援センターの生活支援員等による支援）
- 障がい者アート推進事業
- ※(R4年2月)「鳥取県立バリアフリー美術館」の開設
- 障がい者スポーツ鳥取モデル構築事業
- 障がい者一般就労移行支援事業
- 障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業 等

### ■相談支援体制の充実

- きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業
- ※(R4年度取組)サポートセンター開設
- 市町村が設置する地域生活支援センターを中心に、関係機関と連携した相談支援体制の充実
- 親亡き後の安心サポート体制構築 等

### ■暮らしやすいまちづくりの推進

- 建物、歩道のバリアフリー環境の整備促進
- 仕事とくらしに役立つ図書館推進事業
- 障がい者情報アクセスモデル県事業の推進 等

### ■権利擁護の推進

- 障害者虐待防止法に基づく取組（事業所等への研修・実地指導、市町村・労働局と連携した養護者・使用者による虐待防止）
- 成年後見支援センター運営支援事業 等

### ■特別支援教育の充実

- 特別支援教育専門性向上事業
- 切れ目のない支援体制充実事業（外部専門家の配置等）
- 特別支援学校におけるICT教育充実事業
- ICT機器等を活用した病児療養児の遠隔教育の推進 等

### ■障がい者差別の解消に向けた取組

- 障がい者差別解消法の適切な運用に向けた取組
- 障がい者差別解消相談支援センターの設置運営 等

### ■精神障がいのある人に関する施策の充実

- フォーラムの開催等による正しい知識の普及啓発
- 地域で安心して生活できるよう関係機関で連携した支援体制の構築 等

障がいの有無にかかわらず、相互に人権と個性を尊重し、安心して暮らすことができる社会の実現

# 第7章 分野別施策の推進

## 4 こどもの人権（その1）



### ■いじめ防止対策の推進

いじめ防止対策の推進のため、関係機関・団体と連携、相談窓口の充実、重大事態への対応、いじめ問題の解決にあたる学校等への支援、児童生徒がいじめ問題について考える取組への支援等を行う。

#### ◆主な取組

- ・いじめ相談窓口の設置及び相談員等による支援
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
- ・いじめ・不登校対策連絡協議会の開催
- ・いじめ問題調査委員会の設置
- ・いじめ問題に関する研修会の開催
- ・いじめ問題啓発のための缶バッジデザインコンクールの開催

→【基本的方向】（1）（2）（9）

### ■不登校支援の推進

不登校の未然防止及び不登校状態の児童生徒一人一人に応じた心理的支援、学習支援、学校復帰を含めた社会的自立への支援を行う。

#### ◆主な取組

- ・相談窓口の設置及び指導主事等による支援
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
- ・学校生活適応支援員の配置
- ・市町村教育委員会が設定した取組重点校への指導助言の実施
- ・不登校支援ガイドブック「あしたも、笑顔で」を活用した研修会の開催
- ・校内サポート教室の設置
- ・県教育支援センター（ハートフルスペース）での支援（県内3箇所）
- ・ICTを活用した不登校生徒等への自宅学習支援

→【基本的方向】（1）（2）（9）

### ■家庭教育支援の推進

すべての親が安心して子育て及び家庭教育が行えるよう、家庭教育支援を充実させ、家庭の教育力向上を図る。

#### ◆主な取組

- ・研修会への家庭教育アドバイザーの派遣
- ・保護者同士のつながりづくりを目的とした「とっとり子育て・親育ちプログラム」へのファシリテータ派遣
- ・鳥取県家庭教育推進企業制度による企業と連携した家庭教育支援

→【基本的方向】（1）

### ■いのちを育むための教育の推進

心や性に関する健康相談に対して、学校の支援体制の充実を図る。

#### ◆主な取組

- ・学校が実施する児童生徒等を対象とした講演会や職員研修会等に専門家を派遣

→【基本的方向】（1）（3）

※こどもの人権（その2）に続く

# 第7章 分野別施策の推進

## 4 こどもの人権（その2）



### ■青少年の健全な育成のための環境整備の推進

「鳥取県青少年健全育成条例」  
「鳥取県薬物の乱用防止に関する条例」の適切な運営により、子どもが安心してインターネットを利用できる環境や子どもを薬物から守るための環境整備に努める。

#### ◆令和4年度実績

- ・「子どものSNSトラブル防止標語『とりのからあげ』ポスターデザイン・動画コンテスト」実施(R3～)
- ・小学生、中学生向けに「鳥取県青少年健全育成条例」のパンフレットを作成・配布
- ・研修会の講師としてケータイ・インターネット教育推進員を派遣

#### ◆令和5年度新規取組

- ・「青少年自立応援プラン」（第4期）リーフレットの配布
- ・「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」の共催

→【基本的方向】（6）（8）

### ■児童虐待防止対策の充実

発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・自立の支援のため、市町村、児童相談所、保育所、学校、医療機関等と連携し、地域におけるネットワーク及び支援体制の強化を図る。

#### ◆令和4年度実績

- ・児童相談所、市町村、児童福祉施設等の職員を対象とした研修の実施
- ・児童虐待防止に係る啓発活動の実施
- ・全児童相談所に警察官を配置、警察との連携を強化

#### ◆令和5年度新規取組

- ・家庭支援課内に児童養護・DV室を新設、3児童相談所の統括機能を強化
- ・虐待防止のためのSNS相談の実施
- ・児童相談所業務におけるICTの活用（ICTで業務効率化を図り、児童福祉司が子どもや家庭と向き合う時間を確保し、ケース対応力の向上を図る）

→【基本的方向】（4）

### ■要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策の推進

支援を必要とする子どもや世帯の早期把握に努め、教育や生活の支援、ひとり親家庭の自立に向けた支援を行うとともに、子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく夢と希望をもって成長していけるよう市町村と連携して支援策を講じる。

#### ◆令和4年度実績

- ・県立ハローワーク内にひとり親相談窓口設置
- ・子どもの居場所に専門職員を配置する市町村を支援
- ・地域の助産所による妊産婦の居場所づくりを支援 など

#### ◆令和5年度新規取組

- ・子育て世帯訪問支援臨時特例事業を実施する市町村を支援

→【基本的方向】（2）（5）

### ■子どもの権利への取り組みの推進

ヤングケアラーが相談しやすい体制を整え、当事者や家族が相談しやすい体制を整える。  
「鳥取県社会的養育推進計画」に基づき社会的養護を受ける子どもの意見表明をサポートする仕組み作りに取り組む。

#### ◆令和4年度実績

- ・ヤングケアラー相談窓口設置（24時間対応）
- ・ヤングケアラーLINE相談窓口開設
- ・ヤングケアラーオンラインサロンの定期開催
- ・県版アドボカシー構築のための試験運用事業実施

#### ◆令和5年度新規取組

- ・県版アドボカシーの本格実施
- ・ヤングケアラー出前授業・SNS上の集いの場の提供（6月補正で検討）

→【基本的方向】（2）（5）（6）

子どもが権利の主体として尊重され、心身ともに健やかに成長していく社会の実現14

# 第7章 分野別施策の推進

## 5 高齢者の人権



高齢者に対する権利が不当に侵害されることがないように、それまでに果たしてきた家庭や社会への務めや貢献を正當に評価して、敬意を払うこと、個人の尊厳と生きがいを持って、社会の一員として、その人らしい自立した生活が続けられるような社会づくりを推進する。

### ■総合相談

介護や福祉に関する地域の総合相談窓口である地域包括支援センターの職員を対象に、人材育成のため、階層別及び総合相談研修を実施。  
<県内の地域包括支援センター設置状況>  
39か所設置（令和5年4月時点）

### ■認知症施策

【認知症サポートプロジェクト事業】  
超高齢者化社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。  
・認知症本人が行う認知症本人ミーティング  
・相談対応を行うためのコールセンターの運営や、ピアサポートを実施  
・若年認知症の人への相談支援として若年認知症サポートセンターの運営

### ■成年後見支援センター運営支援事業

#### ◆概要

各圏域にある3つの成年後見支援センターと市町村が連携して「中核機関」（行政及び弁護士・司法書士等の専門職、家庭裁判所等の関係機関によるネットワークの中心）の役割を担っている。同センターに補助金を交付し、専門職による高齢者等の権利擁護に係る支援体制を構築する。

#### ◆交付団体

- （一社）とっとり東部権利擁護支援センター
- （一社）成年後見ネットワーク倉吉
- （一社）権利擁護ネットワークほうき

### ■暮らしやすいまちづくり

・住み慣れた地域の中で、安心・安全な生活が継続できるよう医療・介護・生活支援等が一体的に供給される市町村による地域包括ケアシステム推進に係る取り組みへの支援を強化。

### ■高齢者虐待防止

高齢者虐待の相談対応に携わる地域包括支援センターの職員や介護事業所への研修会を実施。また、高齢者権利擁護の専門相談に対応する相談機関を県内3カ所に設置。

- ・地域包括支援センターの現任者へ研修
- ・介護施設等の職員・管理者等へ研修
- ・権利擁護相談機関を3カ所設置

### ■社会参加・健康づくり

・老人クラブが行う社会貢献活動や健康作り等への助成。  
・高齢者の生きがいと健康づくりのため、スポーツ大会やシニア作品展の実施。  
・高齢者が多様に活躍できる仕組みとして「とっとりいきいきシニアバンク」を運営。

高齢者が敬愛されつつ生きがいを持ち、安心して日常生活を営める社会の実現 15

# 第7章 分野別施策の推進

## 6 外国人の人権



### 多文化共生推進事業・鳥取県国際交流財団助成事業

<事業の目的・概要>

外国人が安心して訪問、生活できる多文化共生社会を推進していくため、外国人総合相談窓口や多文化共生サポーターの設置・運営、やさしい日本語の活用促進、災害時に備えた外国人支援の取組を行う。また、地域における国際交流や多文化共生を推進するため、(公財)鳥取県国際交流財団に対して助成等を行う。

#### 多文化共生推進事業

##### ■外国人総合相談窓口運営事業

生活全般の情報提供及び相談窓口として多言語対応の「外国人総合相談窓口」を運営する。

委託先：(公財)鳥取県国際交流財団

- 外国出身の国際交流コーディネーター（英語、中国語、ベトナム語）を配置（4名）  
設置箇所：東・中・西部の県内3箇所

- 外国人の視点から多文化共生の取組を進めるため、外国人の多文化共生コーディネーターを配置（1名）

→【基本方針】(1)(2)(3)(6)

##### ■災害時外国人支援事業

災害時に備え外国人支援の取組を推進する。

- 災害時に使用する「やさしい日本語」の文例集の作成

- 文例集を活用した防災研修会の開催

→【基本方針】(1)(2)

##### ■鳥取県多文化共生サポーター運営事業

外国人住民と行政等との橋渡し役を務める鳥取県多文化共生サポーター制度を運営する。

委嘱サポーター：4団体・1個人

委託先：(公財)鳥取県国際交流財団

→【基本方針】(1)(2)(3)(6)

##### 【令和5年度新規事業】

##### ■地域日本語教育体制整備事業

日本語教育に必要な体制整備づくりに向けて、学習機会の確保・充実、日本語教育に携わる人材の育成、企業等関係機関との連携などを行う。

- 総合調整会議の設置

- 総括コーディネーターの配置 等

委託先：(公財)鳥取県国際交流財団

→【基本方針】(1)(4)(5)(6)

#### 鳥取県国際交流財団助成事業

##### ■多言語情報発信事業

- ・ホームページの運営（日本語、英語、中国語、ベトナム語）
- ・SNS（Facebook）による情報発信（英語、やさしい日本語、中国語（簡体字、繁体字）、ベトナム語）等 →【基本方針】(1)(2)

##### ■コミュニケーション支援事業

- ・日本語クラスの運営
- ・医療・コミュニティ通訳ボランティアの派遣等 →【基本方針】(1)(4)(5)(6)

##### ■人材育成事業

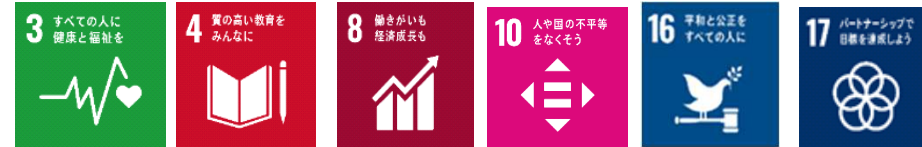
- ・医療・コミュニティ通訳ボランティアの確保・育成
- ・地域における日本語教育支援者養成講座の実施 等 →【基本方針】(1)(4)(5)(6)

外国人が安心、安全に生活できる多文化共生社会の実現



# 第7章 分野別施策の推進

## 7 感染症等病気にかかわる人の人権



### ハンセン病問題対策事業

本県出身のハンセン病元患者やその家族の方々が安心して生活ができるように支援するとともに、ハンセン病に起因する人権問題解決のため、歴史の教訓を学び、正しい知識の普及啓発を行う。

■ハンセン病問題人権啓発事業 →【基本的方向】(1)  
①ハンセン病問題人権学習会 ②県民交流事業 ③パネル展の開催

■本県出身入所者支援事業 →【基本的方向】(4)  
①療養所訪問事業 ②里帰り支援事業 ③伝統芸能派遣事業

### エイズ予防対策事業

エイズ及び性感染症のまん延防止と早期発見・早期治療を推進するとともに、エイズ患者・HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者に対する差別・偏見の解消を図る。

■正しい知識の普及啓発事業 →【基本的方向】(1)  
各種イベント等を通して、正しい知識の普及や、HIV・性感染症検査の受検啓発を実施  
①HIV検査普及週間（6月1日～7日） ②性感染症予防キャンペーン（7月～9月） ③世界エイズデー（12月1日）。

### 難病対策事業

医療費負担が高額となる難病等について、患者に対して良質で適切な医療を提供するため医療費助成を行うとともに、療養生活の質の維持向上を図るほか、難病に対する県民の理解を深める。

■難病患者地域支援対策推進事業、難病相談・支援センター、難病医療連絡協議会運営事業 →【基本的方向】(6)  
難病患者に対する相談支援等を実施

### 新型コロナウイルス感染症に関する取組

感染者や医療従事者、ワクチン接種をしていない方、障がいや病気でマスクをつけられない方への差別に対する人権啓発メッセージを発信



病気から生じる様々な人権問題が解消され、また患者本位の医療体制が構築された社会の実現

# 第7章 分野別施策の推進

## 8 刑を終えて出所した人の人権



### <鳥取県再犯防止推進事業>

犯罪をした者等が、適切な福祉支援等を受けることにより、再び社会を構成する一員となるようにすることで、再び犯罪を行うことを防止し、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行う。

#### ■鳥取県地域生活定着支援センター運営事業

##### ◆概要

以下の対象者に対し、福祉サービスや生活環境の調整を行う地域生活定着支援センターを運営し、再度犯罪をしない環境・体制を整える。

(1) 刑務所出所予定者のうち、帰住先がない障がい者または高齢者であって、保護観察所から依頼のあった者 (2) 障がいまたは高齢により福祉的支援を必要とする被疑者・被告人等

##### ◆支援内容

実施個別支援検討チーム会議の開催、福祉サービスへのつなぎ、手続等の同行支援、地域移行後のフォローアップ等

##### ◆委託先

(一社) とっとり東部権利擁護支援センター

→【基本的方向】(2)

#### ■鳥取県再犯防止推進会議

◆開催回数：年1～2回程度

##### ◆構成者

保護観察所、検察庁、各矯正施設等国の関係機関、更生保護等に取り組む民間団体等

##### ◆内容

第2期鳥取県再犯防止推進計画(R5～9)の進捗管理、情報の共有

など

→【基本的方向】(2)

#### ■再犯防止推進計画に関する取組

##### ◆民間協力者の活動の促進

・保護司や民間団体の会員募集の呼びかけに対する協力  
・ウェブサイトや広報媒体を使った周知啓発・わかりやすい発信

##### ■令和5年度新規取組

##### ◆市町村支援

・市町村、関係機関、県による会議  
・市町村等対象研修会

##### ■令和5年度新規取組

##### ◆行政・地域全体での立ち直り支援の推進

・更生保護給産会が行う、退所者への定期的なフォローアップへの支援  
・高齢・障がいのある出所者等以外の者、その家族等を対象とした相談支援体制の構築に向けた検討  
→【基本的方向】(1)(2)

刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営める社会の実現

# 第7章 分野別施策の推進

## 9 犯罪被害者等の人権



### 犯罪被害者等相談・支援事業

<事業の目的・概要>

犯罪被害者支援団体が取り組む県民向け啓発事業や、市町村が取り組む被害者等に対する見舞金給付制度を支援する。また、「性暴力被害者支援センターとっとり」が取り組む被害者支援に係る電話・面接相談や医療的・法的支援のほか、啓発活動等の支援活動を推進する。

#### 犯罪被害者支援

##### ■研修・啓発事業

犯罪被害者支援団体が実施する県民向けフォーラム等を通じ、被害者支援の必要性を訴え、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を図る。

##### ◆事業内容

- ・フォーラム、研修会等の開催支援（鳥取県被害者支援フォーラム等）
- ・被害者自助グループとの意見交換
- R5：計3回開催予定
- <参考：令和4年度実績>
- ・R4：計3回開催
- ・涙のち晴れプロジェクトPR動画TVCM放映による広報支援
- 【基本的方向】（1）

##### ■市町村支援体制強化事業

市町村における犯罪被害者支援条例の制定、見舞金制度の創設並びに犯罪被害者に対しワンストップ体制で対応を行う総合的相談窓口の設置を促進。（県は条例、見舞金とも整備済）

##### ◆事業内容

- ・市町村向け研修会の開催
- ・条例・見舞金・窓口対応マニュアルの策定支援 等
- <参考：令和4年度実績>
- ・条例制定市町村：13市町
- 【基本的方向】（2）

#### 性暴力被害者支援

##### ■性暴力被害者支援

被害直後から電話・面接相談や医療的・法的支援など総合的な支援を行う「性暴力被害者支援センターとっとり（クローバーとっとり）」に対する助成を行う。

##### ◆事業内容

- ・24時間365日の相談受付
- ・医療機関等への付添支援、医療費、弁護士費用等支援
- <参考：令和4年度実績>
- 相談件数：590件、同行支援：66件
- 【基本的方向】（2）

##### ■研修・啓発事業

多くの県民に性暴力被害の実態、支援の必要性について啓発。子どもを性暴力の当事者にしないため教育委員会と連携して出前講座を開催。

##### ◆事業内容

- ・児童・生徒、保護者及び教職員向け出前講座「人権学習講師派遣事業（教育委員会連携事業）」
- ・県民向け公開講座の開催
- <参考：令和4年度実績>
- 出前講座件数：12校
- 県民向け公開講座：1回開催
- 【基本的方向】（1）



犯罪被害者とその家族が再び平穏な生活を営むことができるよう、適切な支援を受けられる社会の実現

# 第7章 分野別施策の推進

## 10 性的マイノリティの人権



### <多様な性を認め合う社会づくり推進事業>

多様な性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを推進するため、相談支援の充実や、性的マイノリティの方々の生きづらさ及びアウティングの危険性に対する理解促進を図る。また、相談員の人材育成の実施、当事者が気軽に立ち寄ることのできる居場所づくりとしての「コミュニティスペース」の提供に取組み、相談支援の充実を図る。

#### ■寄り添い相談事業

令和4年4月から多様な性を認め合い誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを推進するため、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づく人権総合相談窓口（鳥取県人権相談窓口）に「鳥取県LGBTQ寄り添い電話相談窓口」を開設。

##### ◆開設日

毎月第1・3水曜日 18時～20時  
第2・4土曜日 15時～17時

##### ◆相談先番号

0120-65-1010

→【基本的方向】(2)

#### ■啓発事業

LGBTQの方々が働きやすい職場、多様性を受け入れる環境づくりのため、LGBTQに関する基礎知識、当事者の生きづらさを理解し、適切な対応を学ぶ。

##### ◆令和4年度実施のシンポジウム

・基調講演  
演題：「LGBTQ+とSOGIEの基礎知識」  
講師：五十嵐ゆり氏（レインボータツ合同会社）  
・多様な性を考慮した公正採用について  
講師：郡勇二氏（鳥取労働局）  
・企業の取組紹介  
高倉直久氏（株式会社パームロイヤル）

→【基本的方向】(1)

#### ■人材育成事業

相談対応に携わる方や、職場内でのファシリテーターの養成を目指し、法律、医療など各分野の専門家をお招きし、必要な知識の習得を目指す。

##### ◆令和4年度研修内容

第1回：基礎的知識  
砂川秀樹氏（明治学院大学研究員）  
第2回：医療分野  
針間克己氏（はりまメンタルクリニック）  
第3回：法分野  
樋田早紀氏（イマージェント法律事務所）  
第4回：教育分野  
鈴木茂義氏（上智大学非常勤講師）  
第5回：相談対応  
當山敦己氏（ここいろhiroshima）  
木谷幸広氏（（公財）広島県男女共同参画センター）

→【基本的方向】(1) (2)

#### ■居場所づくり

コミュニティスペース（居場所、設置運営は鳥取市、倉吉市、米子市の3市）の運営支援を行うと伴に、市町村と連携・協力を行いながら、当事者の息苦しさ、悩みごとの解決に向けた取組を行う。

<参考：令和4年度実績>  
鳥取市、倉吉市のコミュニティスペースにおいて、計3回の学習会を実施。

→【基本的方向】(3)

性的マイノリティの人々が自尊感情を持って自己決定、自己実現できる社会の実現20

# 第7章 分野別施策の推進

## 1.1 生活困難者の人権



### <コロナ禍における生活困窮者総合支援事業>

生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を構築するとともに、生活困窮者の経済的自立のみならず、日常生活や社会生活などにおける本人の状態に応じた自立を総合的に支援する。また、市町村が行う生活困窮者の自立に向けた支援を県がサポートし生活困窮者の生活再建を図る。

#### ■生活困窮者自立支援事業

県福祉事務所を設置する三朝町、大山町における生活困窮者自立支援法に基づく必須事業（自立相談支援、住居確保給付金）及び任意事業（就労準備支援、家計改善支援、学習支援）を実施する。

→【基本的方向】  
(2) (3) (4)

#### ■生活困窮者を支える市町村の支援体制の充実

市町村に対して、生活困窮者自立支援制度に関する後方支援（養成研修・現任研修の実施、関係機関とのネットワーク形成等）を行う。

→【基本的方向】  
(2) (3) (4)

#### ■低所得者等に係る中間的就労支援推進事業

中間的就労事業所育成員が県全域の支援機関のニーズに応じた協力事業所の開拓や支援対象者とのマッチングを行う。また、協力事業所が中間的就労支援の取組ノウハウを共有する等により就労支援の推進を図る。

<参考>中間的就労：さまざまな事情から直ちに一般就労で働くことが難しい方に対して、本人の状況に応じて見学や職業体験・就労体験の機会を提供しながら、就労に向けた段階的支援を行う。

→【基本的方向】(3)

### <孤独・孤立を防ぐための市町村包括的福祉支援体制整備の推進>

低所得者、介護、ひきこもり対策など、従来の属性別の支援体制では狭間のニーズ等への対応が困難であることから、市町村が、属性を問わない包括的な支援体制を構築し創意工夫をもって円滑に実施することができるよう支援体制を整備する。

包括的支援体制整備推進員（1名）の配置、専門家等で構成する推進チーム（5名）による助言等、各種研修会等の開催、世帯訪問調査等に対する支援、国が定める包括的支援体制の一つのスキームである国の「重層的支援体制整備事業」の実施に係る経費の一部に対する支援（令和5年度新規事業）などにより、個々の市町村に応じた体制整備を後押しする。

→【基本的方向】(5)



生活困難に直面している人々が、健康で文化的な生活を営める社会の実現

# 第7章 分野別施策の推進

## 12 様々な人権



### ○北朝鮮当局によって拉致された被害者等 ＜北朝鮮による拉致被害者等帰国後支援事業＞

北朝鮮による拉致問題は重要な人権侵害であり、拉致問題解決のためには、県民世論の一層の喚起、拉致問題への理解促進を図ることが必要である。また、日本人拉致問題は、発生から多くの年月が経過し、その風化が懸念されているところである。継続的な国への要望活動、啓発活動により拉致問題に関する県民世論を高め、解決へ向けた機運を醸成するとともに、拉致被害者等の帰国後の支援体制の整備等を行う。

#### 県民への啓発

##### ■拉致問題啓発舞台劇の上演会の開催

拉致問題を全県の問題として捉え、広く県民に理解していただき、解決に向けた機運を高めることを目的とし、舞台劇の上演会を開催

##### ■「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい」の開催

拉致問題に対する県民の関心を高めるとともに、被害者及び家族への支援の必要性についての理解を促進するため国との共催で開催

##### ■拉致問題人権学習会の開催

学校・地域等と連携・協力し、拉致被害者の家族等を講師とする講演会を県内の学校、市民団体等で開催

#### 帰国時支援

##### ■拉致被害者等帰国時支援

拉致被害者等の帰国に備えて関係市町と連携し、支援体制を構築するとともに、拉致被害者帰国時等の支援及び帰郷後の生活支援を行う

### ○災害被害者等の人権

#### ＜避難所の生活の質向上事業＞

県外豪雨災害の人的被害において、要配慮者で亡くなられた方が多く、この一因として避難所に要支援者を適切に受け入れる体制が整備されていなかったため、住民の適切な避難行動に繋がらなかったと見込まれることが挙げられる。要配慮者をはじめとして、県民が安心して避難ができるよう、指定避難所、福祉避難所の資機材整備等に補助することにより、「あらゆる人が避難しやすい避難所環境の確保」及び「発災時の早急な被災住民の生活環境の改善」を図る。

#### 市町村への補助

##### ■指定避難所生活環境整備支援

指定避難所での福祉スペース確保など、要配慮者に対応するために必要な資機材の整備について補助

##### ■福祉避難所事前配置資機材整備

市町村が指定する福祉避難所に災害時に必要な備品等を事前配置する市町村に対して支援を行う

#### 避難訓練の実施

令和4年度に市町村及び医療機関と連携して障がい児・者（医療的ケア）を想定した避難訓練を実施するとともに、訓練で得られた教訓等を市町村等の関係機関と共有したところであり、今後、市町村から訓練の支援要請等があれば関係機関と連携して対応する

人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権尊重意識の高揚

## 4 具体的施策の評価

各章の具体的施策に係る実施状況を踏まえ、評価等を実施することによりフォローアップを行っていきます。  
 ※フォローアップを行うにあたっては、指標を設けず、取組方針の代表的な施策を抽出し、成果を評価、課題を検証することで、効果的な施策を推進していきます。

### ■具体的施策の評価項目の様式

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④R5年度 予算額	⑤R5年度実 施状況	⑥R5年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
					■ 評価基準 A:既に達成 B:順調 C:やや遅れている D:遅れている			

### ■フォローアップ時の評価項目について

①事業名	施策の基本的方向に関わる事業
②事業の目的	事業の目的を記載
③事業内容	具体的な事業内容を記載
④R4年度予算額	評価の際に、執行額も参考にできるように記載
⑤R4年度実施状況	実績等を記入
⑥R4年度評価	A～D（4段階評価）
⑦次年度への課題	⑤をふまえての課題を記載
⑧課題への取組	⑦をふまえて、課題に対する取り組みを記載